令和5年３月８日

会議室利用者　様

一般財団法人静岡県教育会館

会議室電気料金サーチャージ制の導入について

平素は、本会館会議室を御利用くださり、誠にありがとうございます。

さて、不安定な世界情勢や円安に伴い原油価格が上昇し、電気料金が高騰しております。本会館では、節電に努め電気料金の上昇コストを吸収するべく努力を続けてまいりましたが、高騰した電気料金を吸収することが困難な状況にあります。

経済産業省は、「電気ガス価格激変緩和対策事業」を実施し、電気料金の値引きを行うことを発表しましたが、昨年度並みの料金までの値引きは実施されません。

そこで、電気料金が高騰している期間につきましてはサーチャージ制を導入し、利用者様に電気料金高騰分の一部をご負担いただきたくお願い申し上げます。

なお、会議室利用料金は据え置きとさせていただき、あくまでも電気料金が高騰している間の限定措置とし、以前の水準まで電気料金が値下げされた際にはサーチャージ制を取りやめます。

お客様に対しましては誠に心苦しいお願いではありますが、苦渋の決断でありますことをご理解くださり、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今後も、お客様のニーズにお応えできるようサービス向上に努めてまいる所存でございますので、相変わらずのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　サーチャージ制の導入期間

　　令和5年4月1日から

２　サーチャージ制による電気料金

　　会議室利用料金に、加算させていただきます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 時間帯 | 9:00～  12:00 | 13:00～17：00 | 17:30～  ２１：00 | 9:00～  １７：00 | １３：00～  ２１：00 | 9：00～  ２１：00 |
| 会議室 | ３００円 | ４００円 | ３５０円 | ８００円 | ８００円 | １２００円 |